

北塩原村地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

平成31年2月

北 塩 原 村

目次

1. 計画策定の背景	1
1-1. 地球温暖化がもたらす身近な影響.....	1
1-2. 地球温暖化に対する社会的動向.....	1
1-3. 本村の地球温暖化防止対策.....	2
2. 基本的項目	3
2-1. 目的.....	3
2-2. 計画の対象範囲.....	3
2-3. 対象とする温室効果ガスの種類.....	3
2-4. 事務事業編の計画期間、見直し予定時期.....	4
2-5. 上位計画や関連計画との位置付け.....	4
3. 「温室効果ガス総排出量」の状況	5
3-1. 「温室効果ガス総排出量」の算定範囲.....	5
3-2. 「温室効果ガス総排出量」の推移及び内訳.....	7
(1) 対象施設全体の温室効果ガス総排出量の推移.....	7
(2) 施設区分ごとの温室効果ガス総排出量の推移.....	9
4. 「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標	14
4-1. 目標設定の考え方.....	14
4-2. 基準年度.....	14
4-3. 数量的な目標.....	14
5. 目標達成に向けた取組	15
5-1. 取組の基本方針.....	15
5-2. 重点施策.....	16
5-3. 温室効果ガス総排出量の削減に向けたロードマップ.....	17
6. 事務事業編の進捗管理の仕組み	18
6-1 推進・点検・評価・見直し・公表の体制及び手続.....	18
(1) 推進体制.....	18
(2) 実施フロー.....	19
(3) 点検評価.....	20
(4) 公表.....	20

1. 計画策定の背景

1-1. 地球温暖化がもたらす身近な影響

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書（2014年10月）によれば、世界の平均気温は1880年から2012年の間に0.85℃上昇しており、気候システムの温暖化には疑う余地がないとされています。

福島県内においては、「東北地方の気候の変化」（平成28年12月、仙台管区气象台）によると、福島地方気象台の観測による年平均気温は100あたり1.5℃、若松特別地域気象観測所の観測による年平均気温は50年あたり0.8℃の割合でそれぞれ上昇しています。

気候変動の身近な影響としては、局所的な集中豪雨や少雨等の異常気象の増加、集中豪雨による水害・土砂災害の発生、積雪量の変化が挙げられます。

福島県では、モモ、ナシ、リンゴ、ブドウ等の果樹の栽培が盛んですが、地球温暖化の影響により、成熟期のリンゴやブドウの着色不良・着色遅延、ナシの発芽不良等が報告されています。また、北塩原村の主要農産物である水稻に関しては、米が未成熟のまま発育を止める白未熟粒の発生やカメムシの増加による斑点米の発生が問題視されています。

人体の健康への影響としては、夏場の高温による熱中症の増加やデング熱を媒介するヒトスジシマカの分布北上等感染症拡大が懸念されています。

このような事象は、温暖化の進行を抑制する以外に鎮圧させることは困難であり、発生した事象に応じた策を講じるばかりでは、行政や住民の負担が増す一方となります。こうした背景からも、将来にわたって私たちの生活をより安定的なものとするために、地球温暖化対策に取り組む必要があります。

1-2. 地球温暖化に対する社会的動向

地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するため、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的に1994年3月気候変動枠組条約が発効され、以降毎年、気候変動枠組条約締結国会議（COP）が開催されています。

1997年に開催されたCOP3において、各国の温室効果ガス削減目標を定めた京都議定書が採択され、我が国では第一約束期間（2008年から2012年の平均）における温室効果ガス排出量を1990年比で6%削減する目標が割り当てられました。これを受け、国内では1999年4月に地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、地球温暖化対策推進法という）が施行され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。

2015年に開催されたCOP21では、気候変動に関する2020年以降の新たな国際的な枠組であるパリ協定が採択されました。パリ協定は、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃未満に抑え、さらに1.5℃未満に抑える努力をすることを目的としています。パリ協定締結に際し、我が国では2015年7月に地球温暖化対策推進本部を開催し、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比26%削減するという中間目標を盛り込んだ日本の約束草案を決定しました。2016年5月に策定された地球温暖化対策計画では、約束草案実現に向け、

行政の事務事業が含まれる「業務その他部門」における温室効果ガス排出量を 2013 年度比約 40%の水準にするという目標を設定しています。地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策推進法第 8 条に基づいて策定する我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画であり、地方公共団体に対しては、その基本的な役割として地方公共団体実行計画を策定し、実施することを求めています。

1-3. 本村の地球温暖化防止対策

北塩原村では、平成 13 年度に「北塩原村新エネルギービジョン」を策定し、保健センターに太陽光発電を導入、平成 14 年より廃食用油リサイクル事業を実施し、バイオディーゼル燃料の使用を実施しているほか、平成 20 年 4 月には村立さくら小学校に太陽電池パネルや風力発電機を設置する等、地球温暖化の要因となる二酸化炭素の排出量の軽減に取り組んでいます。また、平成 20 年度には、計画期間を平成 24 年度までとした北塩原村地球温暖化対策実行計画を策定し、温暖化対策の推進を図っています。

2. 基本的項目

2-1. 目的

本計画は、本村の事務事業から排出される温室効果ガスの削減のため、本計画の対象施設における省エネ化とエネルギー消費の効率化、再生可能エネルギーの導入に向けた基本的な方針を定め、方針を実現するための実施体制及び実施手順を定めるものです。

2-2. 計画の対象範囲

計画の対象とする範囲は、本村の組織及び施設における全ての事務事業とします。

2-3. 対象とする温室効果ガスの種類

本計画で対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項において規定されている表2-1の7種類とします。

表 2-1 対象とする温室効果ガス

ガス種類 ^{※1}	人為的な発生源	地球温暖化係数 ^{※2}
二酸化炭素 (CO ₂)	電気、灯油、ガソリン等の使用により排出される。また、廃プラスチック類の焼却によっても排出される。	1
メタン (CH ₄)	湿地、水田、家畜の腸内発酵等から排出される。また、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等からも排出される。	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼や農林業における窒素肥料の大量使用等によって排出される。	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用や廃棄時等に排出される。	12~14,800
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造・溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。	7,390~17,340
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。	22,800
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおいて用いられている。	17,200

※1: 本村においては、PFC、SF₆、NF₃について発生源がないことから排出量を計上しない。

※2: 地球温暖化係数は、各温室効果ガスが地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素を基準に比で表したもので、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(最終改正:2016(平成28)年5月27日政令第231号)」第4条による。

2-4. 事務事業編の計画期間、見直し予定時期

本計画の基準年度及び計画期間は、2016年5月13日に閣議決定された国の「地球温暖化対策計画」に基づき、基準年度を2013年度、計画期間を本計画策定年度である2019年度から2030年度とします。計画の見直しについては5年に1回を目途とし、進捗に応じて定期的に行うものとします。

2-5. 上位計画や関連計画との位置付け

事務事業編は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村の事務及び事業に関して温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画となります。

また本計画は、政府の地球温暖化対策計画及び福島県地球温暖化対策推進計画に基づき、地球温暖化防止の観点から、北塩原村第五次総合振興計画に示される本村のビジョンである「夢・結・業・誇・交流」の実現へ向け、公共施設等総合管理計画等の関連計画と整合を図りながら着実な温室効果ガス総排出量の削減へ向けた運用改善、設備更新、再生可能エネルギーの導入の方針を示し、実現のための実施体制を定めるものとなります。

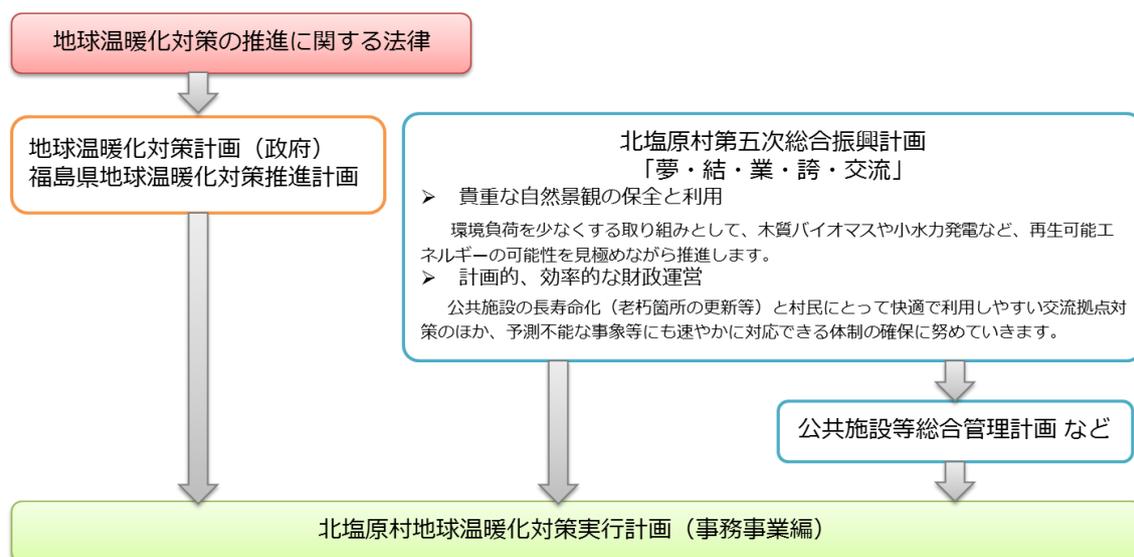


図 2-1 本計画の位置づけ

3. 「温室効果ガス総排出量」の状況

3-1. 「温室効果ガス総排出量」の算定範囲

本計画における温室効果ガス総排出量の算定範囲は、本村が他団体へ無償貸与している施設を除く、指定管理施設を含む村内全ての公共施設を対象とします。

表 3-1(1) 計画の対象施設一覧

No	施設名	用途分類※
1	北塩原村役場コミュニティセンター	事務所等
2	北塩原村構造改善センター	事務所等
3	北塩原村民体育館	集会所等
4	さくら幼稚園	学校等
5	さくら小学校	学校等
6	北塩原村学校給食調理場	学校等
7	第一中学校	学校等
8	除雪ステーション	その他
9	北塩原村生涯学習センター	事務所等
10	旧大塩幼稚園	学校等
11	大塩虚空蔵公園駐車場公衆トイレ	その他
12	桜峠管理棟	その他
13	北塩原村デイサービスセンター	病院等
14	北塩原村保健センター	事務所等
15	ラビスパ裏磐梯	集会所等
16	いこいの森	集会所等
17	桧原出張所兼診療所	事務所等
18	明治大学セミナーハウス	その他
19	桧原処理場	その他
20	除雪ステーション（桧原）	その他
21	桧原歴史館	集会所等
22	金山処理場	その他
23	大地の工房（農産物加工施設）	その他
24	早稲沢処理場	その他
25	早稲沢浜公衆トイレ	その他
26	スポーツパーク桧原湖器具庫・トイレ	その他
27	裏磐梯合同庁舎	事務所等

表 3-1 (2) 計画の対象施設一覧

No	施設名	用途分類
28	北塩原村自然環境活用センター	集会所等
29	裏磐梯物産館	その他
30	裏磐梯診療所	病院等
31	裏磐梯幼稚園	学校等
32	裏磐梯小学校	学校等
33	裏磐梯学校給食共同調理場	学校等
34	裏磐梯中学校	学校等
35	除雪ステーション（裏磐梯）	その他
36	桧原湖第2駐車場トイレ	その他
37	裏磐梯サイトステーション	その他
38	裏磐梯浄化センター	その他
39	道の駅裏磐梯	集会所等
40	農産物直売施設	集会所等
41	細野駐車場公衆トイレ	その他
42	裏磐梯団地	その他
43	松陽台団地	その他
44	北山団地	その他
45	北山浄化センター	その他
46	大塩浄化センター	その他
47	小野川処理場	その他

※用途分類については、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）Ver. 1.0」の表 I-6 用途分類に基づく建築物用途の例を参考として分類している。

（参考表）マニュアルにおける用途分類例

用途分類	具体的な建築物用途例*
事務所等	官公署（庁舎、消防署、警察署等）、 <u>保健センター</u> 、 <u>研究施設</u> 、 <u>生涯学習センター</u> 、 <u>公民館</u>
学校等	保育所、幼稚園、小学校、中学校、 <u>特別支援学校</u> 、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校
集会所等	図書館、美術館、博物館、資料館、記念館、植物園、動物園、水族館、劇場、 <u>音楽ホール</u> 、 <u>多目的ホール</u> 、 <u>会議場</u> 、 <u>体育館</u> 、 <u>武道館</u> 、 <u>プール</u> 、 <u>競技場</u>
病院等	病院、 <u>診療所</u> 、老人ホーム、 <u>障害者支援施設</u> 、 <u>児童養護施設</u>
その他	<u>屋内駐車場</u> 、 <u>公衆便所</u> 、 <u>休憩所</u>

※：「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」（平成 26 年 4 月 1 日経済産業省・国土交通省告示第 1 号）別表第 1 を参考に作成しています。下線をひいているものは告示に定めのない用途の例です。

出典：環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）Ver. 1.0」

3-2. 「温室効果ガス総排出量」の推移及び内訳

(1) 対象施設全体の温室効果ガス総排出量の推移

本村の対象施設における温室効果ガス総排出量の推移を図 3-1 及び表 3-1 に示します。

温室効果ガス総排出量は 2013 年度には 3,108.61 t-CO₂、2017 年度には 3,041.32 t-CO₂ と 2.2%減少しています。

電気については 2013 年度から 2017 年度にかけて排出係数が減少しています。2013 年度の排出係数（前年度実績 0.0006t-CO₂/kWh）を適用した場合の 2017 年度における電気の使用による温室効果ガス排出量は 1,657.08 t-CO₂ となり、2013 年度と比較して 2017 年度は排出係数の変化により 151.90 t-CO₂、電気使用量の変化により 23.09 t-CO₂減少していました。

またラビスパ裏磐梯のエネルギー使用量の影響により、2013 年度から 2017 年度の間に A 重油の燃焼による温室効果ガス排出量が 63.96 t-CO₂、廃タイヤの燃焼による温室効果ガス排出量が 24.34 t-CO₂ 増加しています。

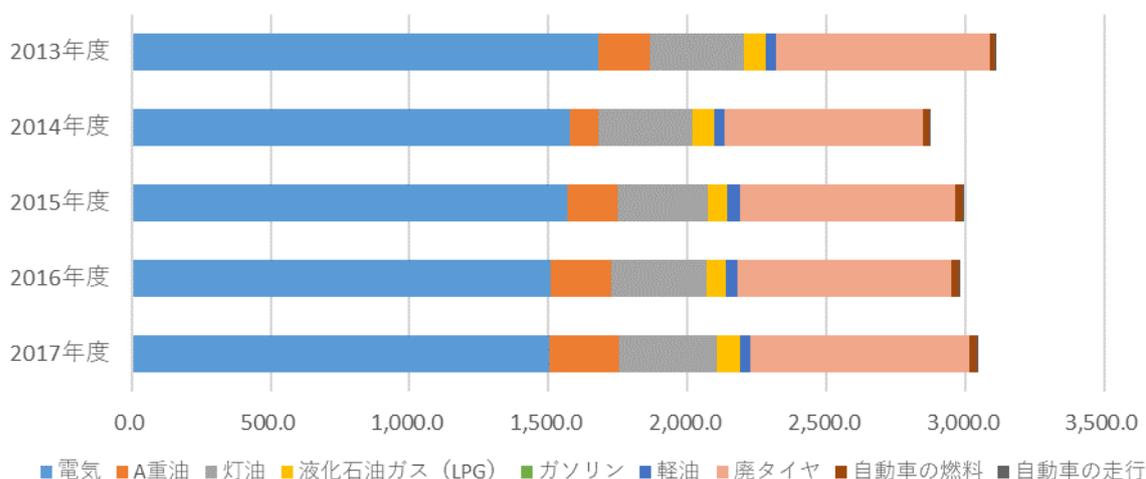


図 3-1 対象施設全体の温室効果ガス総排出量の推移 (t-CO₂)

表 3-2 対象施設全体の温室効果ガス総排出量の推移 [t-CO₂]

年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
電気	1,680.16	1,578.11	1,569.83	1,508.05	1,505.18
A 重油	185.36	98.64	176.69	216.80	249.32
灯油	338.59	339.37	325.11	344.17	350.37
液化石油ガス (LPG)	75.32	78.22	71.40	66.80	83.57
ガソリン	0.44	0.47	0.26	0.37	0.29
軽油	39.94	39.17	44.48	41.54	34.75
廃タイヤ	765.70	713.35	776.36	769.83	790.04
自動車の燃料	22.21	23.56	24.47	27.87	26.39
自動車の走行	0.89	0.93	1.11	1.34	1.41
合計	3,108.61	2,871.82	2,989.72	2,976.77	3,041.32
温室効果ガス総排出量の増加率 (2013 年度比)	100.0%	92.4%	96.2%	95.8%	97.8%
(参考) 電気 (排出係数 0.0006 統一)		1,602.14	1,649.56	1,627.39	1,657.08

(2) 施設区分ごとの温室効果ガス総排出量の推移

各施設におけるエネルギー起源二酸化炭素（以下「エネルギー起源 CO₂」という。）の排出量を、環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）Ver.1.0」に示されている、事務所等、学校等、集会所等、病院等、その他の5つの施設区分ごとに分けて示します。

また、エネルギー起源 CO₂ 排出量を施設の延床面積で割って算出した、延床面積 1m²あたりのエネルギーCO₂ 排出量（以下、「面積原単位」とします。）の推移を示します。面積原単位が大きな施設は、施設の稼働率が高いか、あるいはエネルギーの使用が効率的になされていない可能性があります。

①事務所等のエネルギー起源二酸化炭素排出量

事務所等に分類される施設の中で、エネルギー起源 CO₂ 排出量が最大なのは役場コミュニティセンターとなっています。また、延床面積 1m²あたりのエネルギー起源 CO₂ 排出量（以下、「面積原単位」という。）が最大なのは浴場を併設する松原出張所兼診療所となっています。エネルギー起源 CO₂ の排出源としては、電気の使用によるものが全体の6割を占め、暖房用の灯油の使用によるエネルギー起源 CO₂ の排出量が残りの4割近くを占めています。

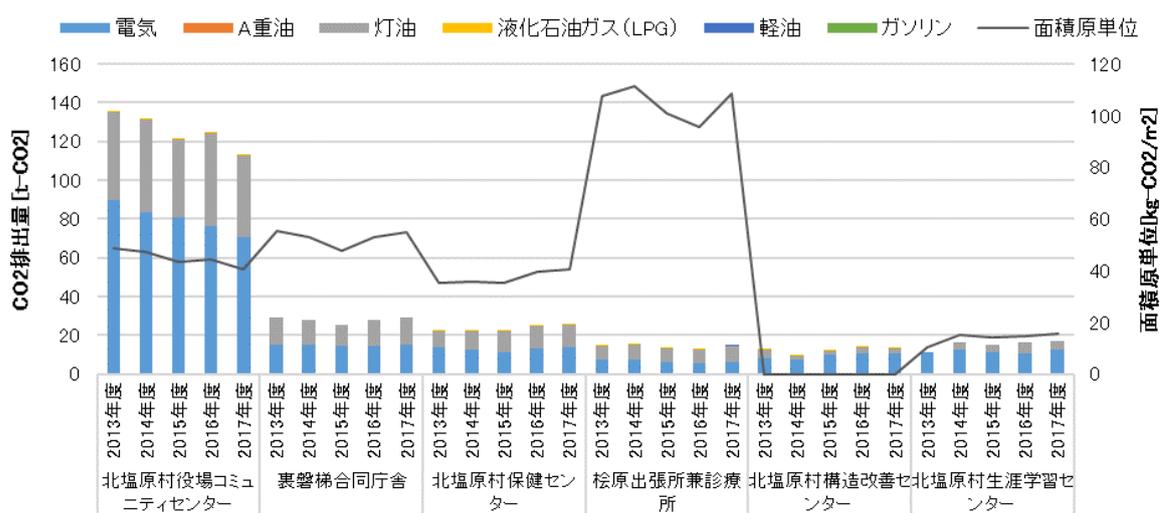


図 3-2 事務所等のエネルギー起源 CO₂ 排出量及び面積原単位の推移

②学校等のエネルギー起源二酸化炭素排出量

学校等に分類される施設の中では、裏磐梯小学校が最も多くのエネルギー起源 CO₂ を排出しています。学校給食調理場はいずれも面積原単位が大きくなっており、旧大塩幼稚園を除く、学校、幼稚園の面積原単位は同程度となっています。

学校、幼稚園におけるエネルギー起源 CO₂ の排出源としては、電気の使用による排出量が最も多く、次いで暖房用の灯油からの排出量が多くなっています。

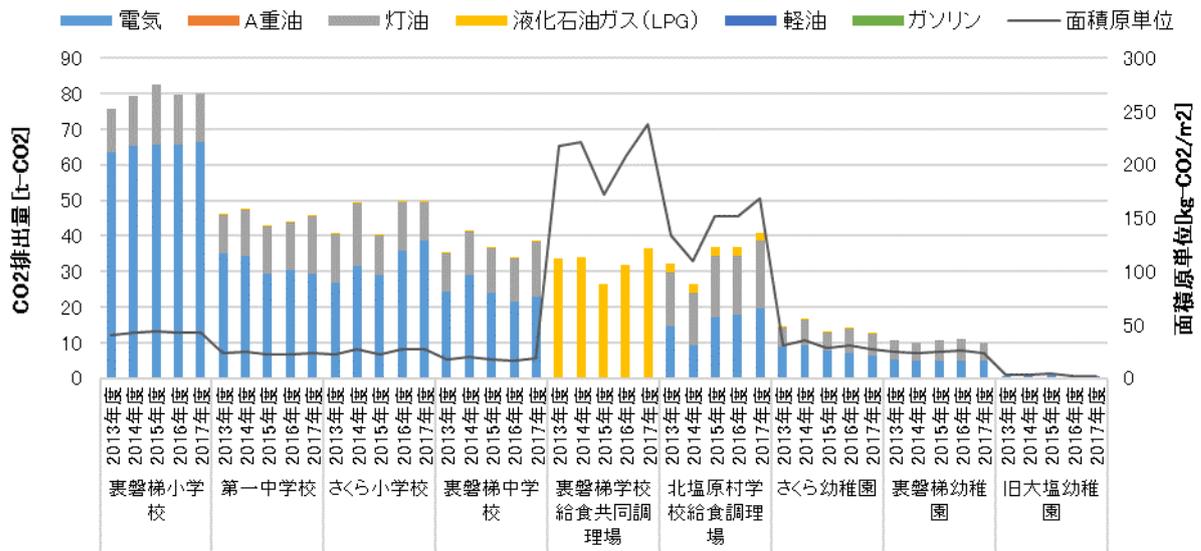


図 3-3 (1) 学校等のエネルギー起源 CO₂ 排出量及び面積原単位の推移

③集会所等のエネルギー起源二酸化炭素排出量

集会所等に分類される施設の中では、ラビスパ裏磐梯がエネルギー起源 CO₂ 排出量、面積原単位ともに最大となっています。ラビスパ裏磐梯のエネルギー起源 CO₂ の排出源は、タイヤボイラーに使用する廃タイヤの燃焼による排出量が約 45%、電気の使用による排出量が約 35%を占めています。

ラビスパ裏磐梯に次いでエネルギー起源 CO₂ 排出量が多いのは道の駅裏磐梯、面積原単位が多いのは農産物直売所となっています。また、桧原歴史館では液化石油ガス (LPG) の使用による排出量が電気の使用による排出量を上回っています。

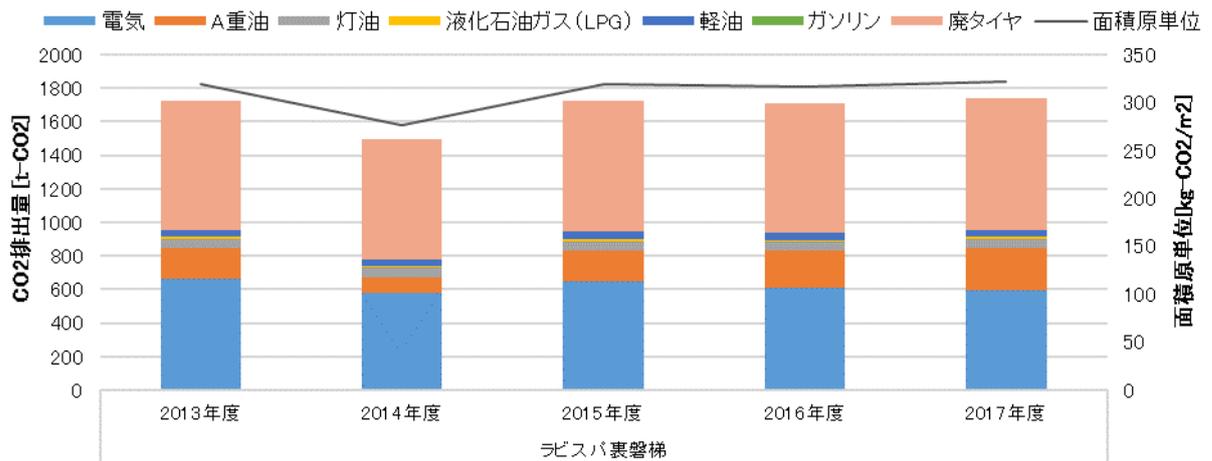


図 3-4 (1) 集会所等のエネルギー起源 CO₂ 排出量及び面積原単位の推移

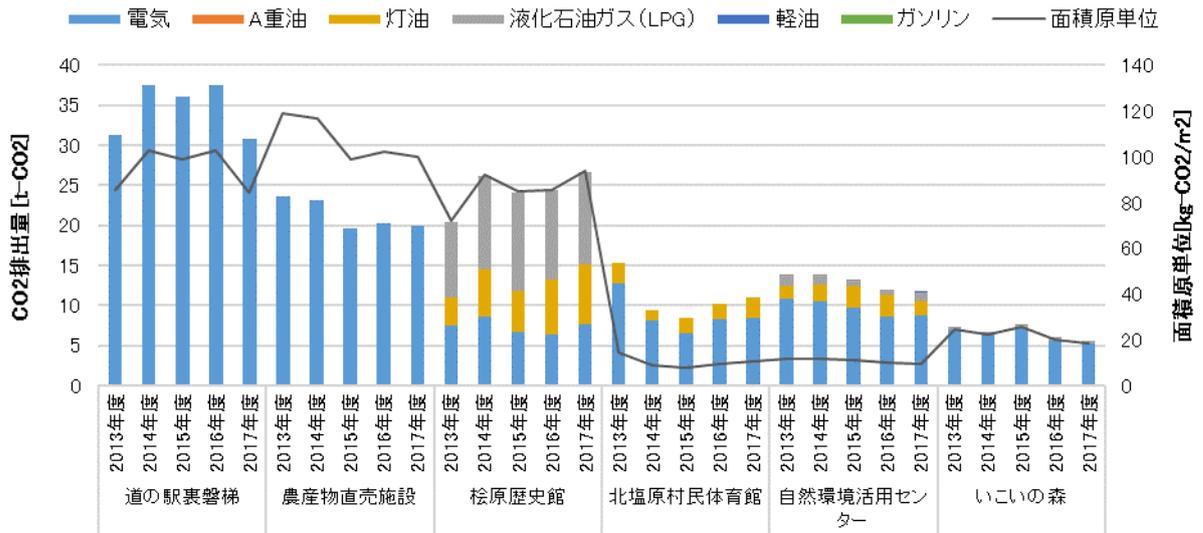


図 3-4 (2) 集会所等のエネルギー起源 CO₂ 排出量及び面積原単位の推移

④病院等のエネルギー起源二酸化炭素排出量

病院等に分類される施設の中では、デイサービスセンターがエネルギー起源 CO₂ 排出量、面積原単位ともに最大となっています。デイサービスセンターのエネルギー起源 CO₂ 排出源としては、灯油の使用によるものが7割を占めています。

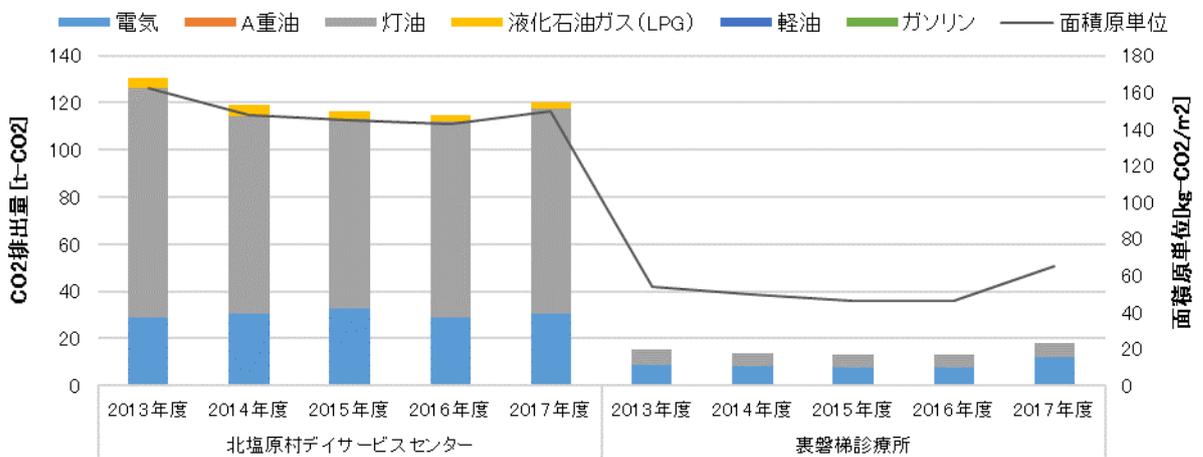


図 3-5 病院等のエネルギー起源 CO₂ 排出量及び面積原単位の推移

⑤その他のエネルギー起源二酸化炭素排出量

その他施設に分類される施設の中で、エネルギー起源 CO₂ 排出量が最大なのは裏磐梯浄化センターで、面積原単位が最大なのは早稲沢処理場となっています。その他施設におけるエネルギー起源 CO₂ の排出源は電気が主となっています。

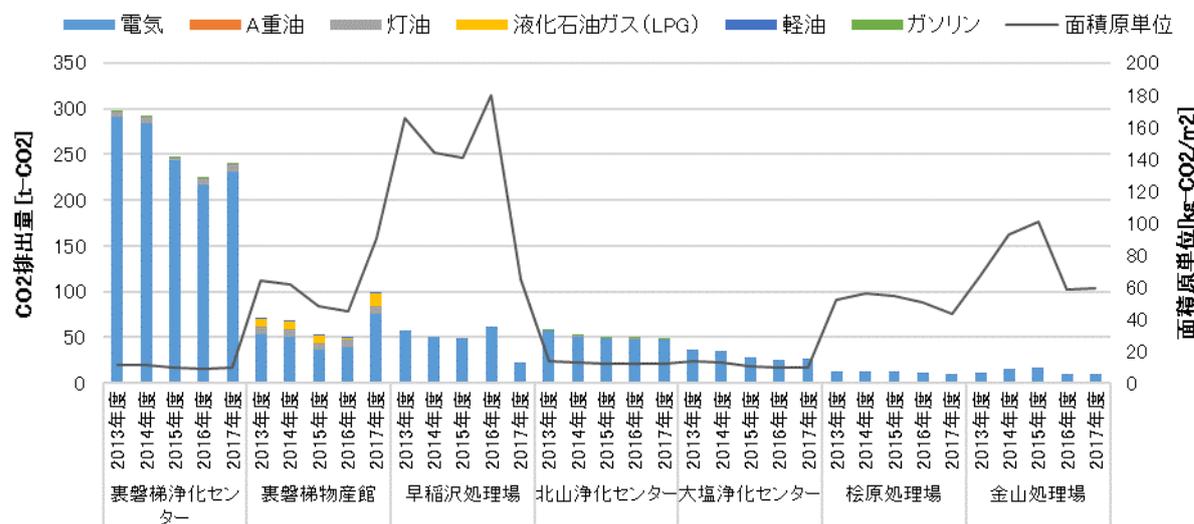


図 3-6 (1) その他施設等のエネルギー起源 CO₂ 排出量及び面積原単位の推移

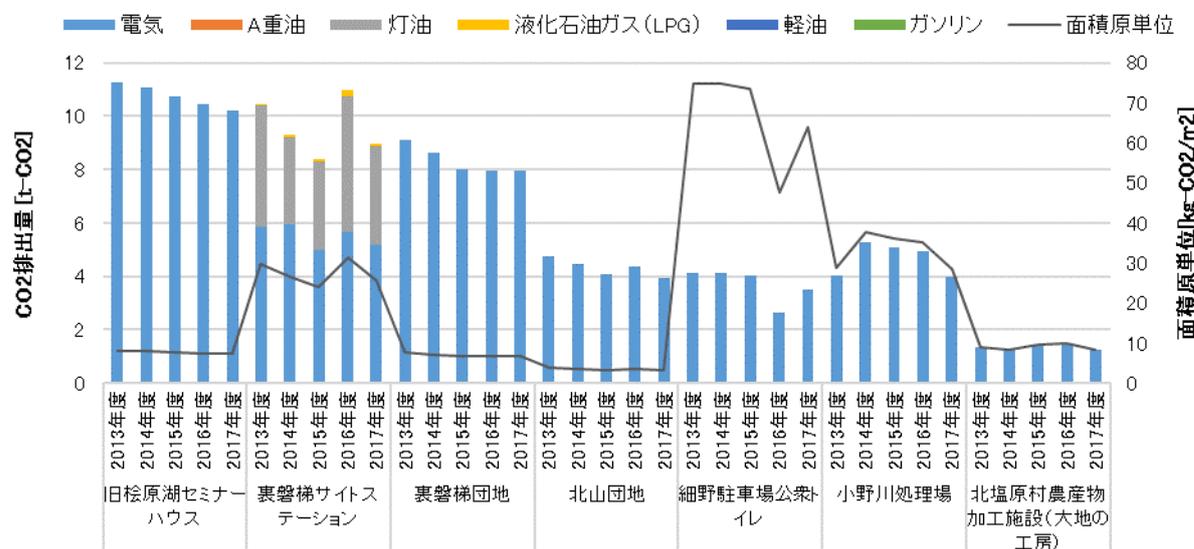


図 3-6 (2) その他施設等のエネルギー起源 CO₂ 排出量及び面積原単位の推移

⑥公用車から排出される温室効果ガスの総排出量

公用車（軽油・ガソリン）の利用に伴い、CO₂のほか、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）といった温室効果ガスが排出されます。公用車の利用状況のデータをもとに、CO₂以外のCH₄、N₂Oの排出量をCO₂換算した温室効果ガス排出量を図3-7及び表3-2に示します。

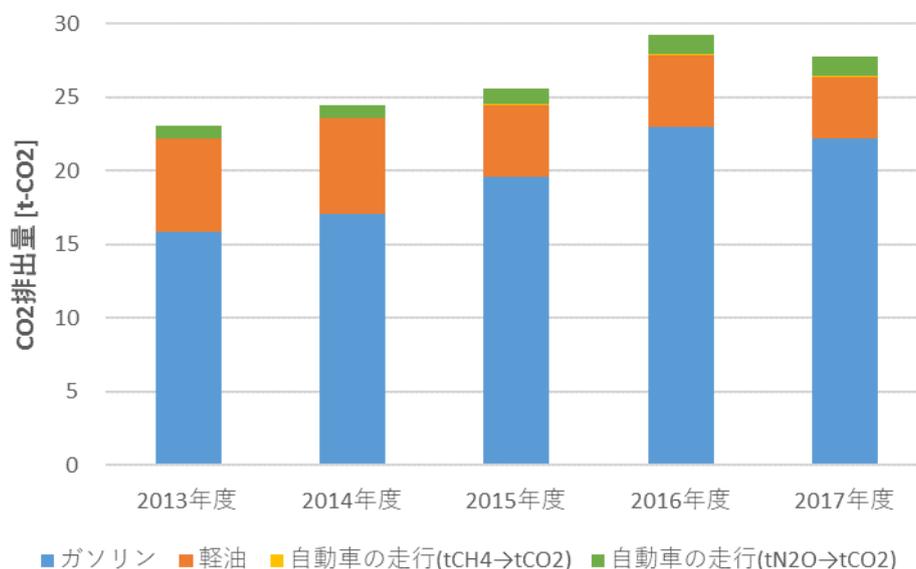


図 3-7 公用車の走行に伴う温室効果ガス排出量と CO₂ が全体に占める割合

表 3-3 公用車の走行に伴う温室効果ガス総排出量 [t-CO₂]

年度	ガソリン	軽油	自動車の走行 (CH ₄ →CO ₂)	自動車の走行 (N ₂ O→CO ₂)	合計
2013	15.82	6.39	0.03	0.86	23.10
2014	17.08	6.48	0.03	0.90	24.50
2015	19.57	4.90	0.04	1.07	25.59
2016	22.97	4.90	0.04	1.30	29.21
2017	22.23	4.16	0.05	1.37	27.80

4. 「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標

4-1. 目標設定の考え方

温室効果ガス総排出量の削減に向けては、省エネ活動などのソフト的な取組である「運用改善」、エネルギーの消費効率が悪い設備を高効率の設備へと入れ替えるハード的な取組である「設備更新」、「再生可能エネルギーの導入」といった各措置を実行していく必要があります。

このため、国の「地球温暖化対策計画」の目標設定に従いながら、「運用改善」「設備更新」「再生可能エネルギーの導入」の各措置による温室効果ガス総排出量の削減量を積み上げ、目標設定を行います。

4-2. 基準年度

本計画の基準年度は、政府の「地球温暖化対策計画」と整合させ、2013年度としています。

4-3. 数量的な目標

「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標を以下のとおり設定します。削減目標は、設備更新、再生可能エネルギー導入、運用改善によって達成することとします。

2030年度における温室効果ガス総排出量を2013年度比40.8%減の1,841.2t-CO₂とする

5. 目標達成に向けた取組

5-1. 取組の基本方針

温室効果ガス総排出量の削減目標達成に向けた取組の基本方針は次のとおりです。

①運用改善

- ▶ PDCA サイクルを有するカーボン・マネジメントシステムを着実に運用し、温室効果ガス総排出量の削減を図る。
- ▶ 職場環境に配慮した運用改善措置により、長期にわたって継続的に実施できる取組とする。
- ▶ 定期的に温室効果ガス総排出量の排出状況を算定し、全職員等に周知することで職員のカーボン・マネジメントに対する意識啓発を図る。
- ▶ 年度ごとの取組目標とその成果を村ホームページで積極的に公表する。

②設備更新

- ▶ 設備の更新時には、トップランナー方式に適合した製品又は L2-Tech 認証製品を積極的に採用し、省エネ化を図る。
- ▶ ランニングコストの削減により投資回収が図れる設備に関しては、民間活力の活用も検討する。

③再生可能エネルギーの導入

- ▶ カーボンニュートラルなバイオマス燃料の利用により、温室効果ガス総排出量の削減を図る。

5-2. 重点施策

環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）Ver.1.0」を踏まえ、「運用改善」「設備更新」「再生可能エネルギーの導入」に関する重点施策を表 5-1 のように設定します。

なお、本施策はカーボン・マネジメントの対象となる全ての組織・施設で実施するものとし、その他の取組については、各組織・施設ごとに計画し、実施するものとします。

表 5-1 重点施策

重点施策 1	運用改善措置
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 冷房設定温度緩和 (2) 暖房設定温度緩和 (3) 冷暖房負荷削減を目的とした外気導入量の制御 (4) ウォーミングアップ時の外気取入れ停止 (5) 空調運転時間の短縮 (6) フィルターの定期的な清掃 (7) 間欠運転・換気回数の適正化による換気運転時間の短縮 (8) 給湯温度の調整 (9) 洗面所給湯期間の短縮（夏場の給湯停止） (10) 照明照度の調整 (11) エネルギーモニタリング制御の導入 (12) カーテン、ブラインドによる日射の調整 (13) 職員等の意識啓発による温室効果ガス排出量削減に向けた積極的な取組の実施
重点施策 2	設備更新
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 設備更新時におけるトップランナー方式に適合する製品又は L2-Tech 認証製品の積極的な採用 (2) 照明の LED 化によるランニングコストの削減により投資回収が図れる部屋等における積極的な LED 化の実施
重点施策 3	再生可能エネルギーの導入
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 設備更新時におけるバイオマス燃料ボイラーの導入検討

5-3. 温室効果ガス総排出量の削減に向けたロードマップ

温室効果ガス総排出量の削減に向けたロードマップを図 5-1 に示します。

PDCA サイクルを有するカーボン・マネジメントシステムの体制構築・推進は早期に実施するものとします。運用改善に関しては、各施設の省エネ取組計画を定め、取組を実施しながら施設毎の運用の最適化を行うものとします。一方で、予算措置が必要となる設備更新に関しては、エネルギー使用量の大きな施設に対する取組を短期的には実施するものとし、短期の設備更新の省エネ効果及びランニングコスト削減効果の検証を踏まえ、中長期的に対象とする施設を拡大していきます。再生可能エネルギーについては、補助事業や民間資金の活用等を検討し導入を推進していきます。

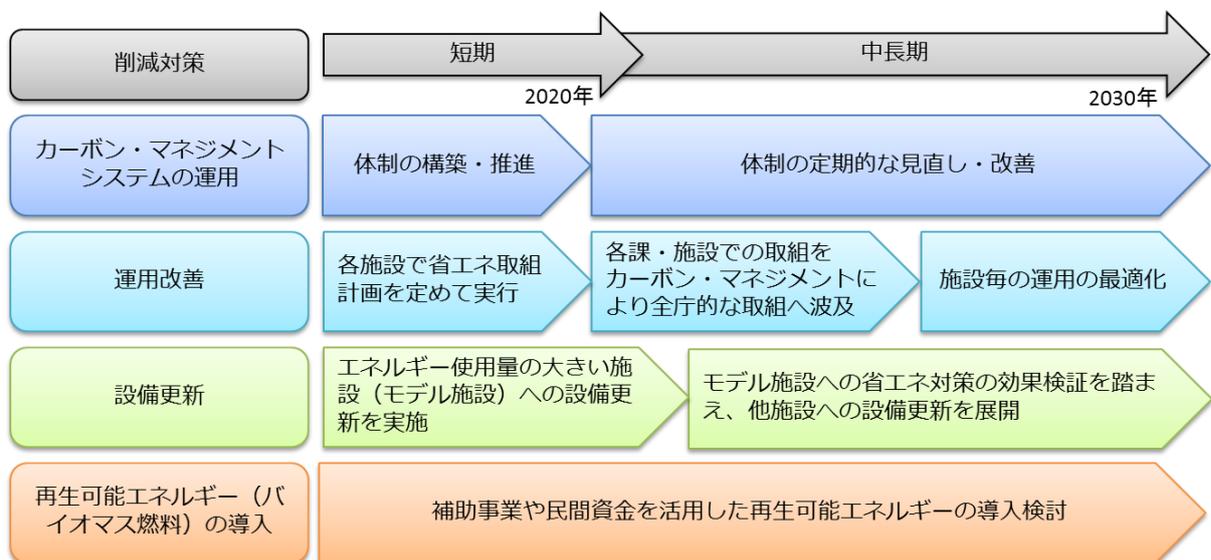


図 5-1 温室効果ガス総排出量の削減に向けたロードマップ

6. 事務事業編の進捗管理の仕組み

6-1 推進・点検・評価・見直し・公表の体制及び手続

(1) 推進体制

実行計画の実効性を高めるためには、温室効果ガス総排出量の削減の目標達成に向けて、全職員が関連する取組項目を実践していくことが重要です。

そこで、各課・全職員が取組項目を実践できる推進体制を図6-1のとおり構築します。

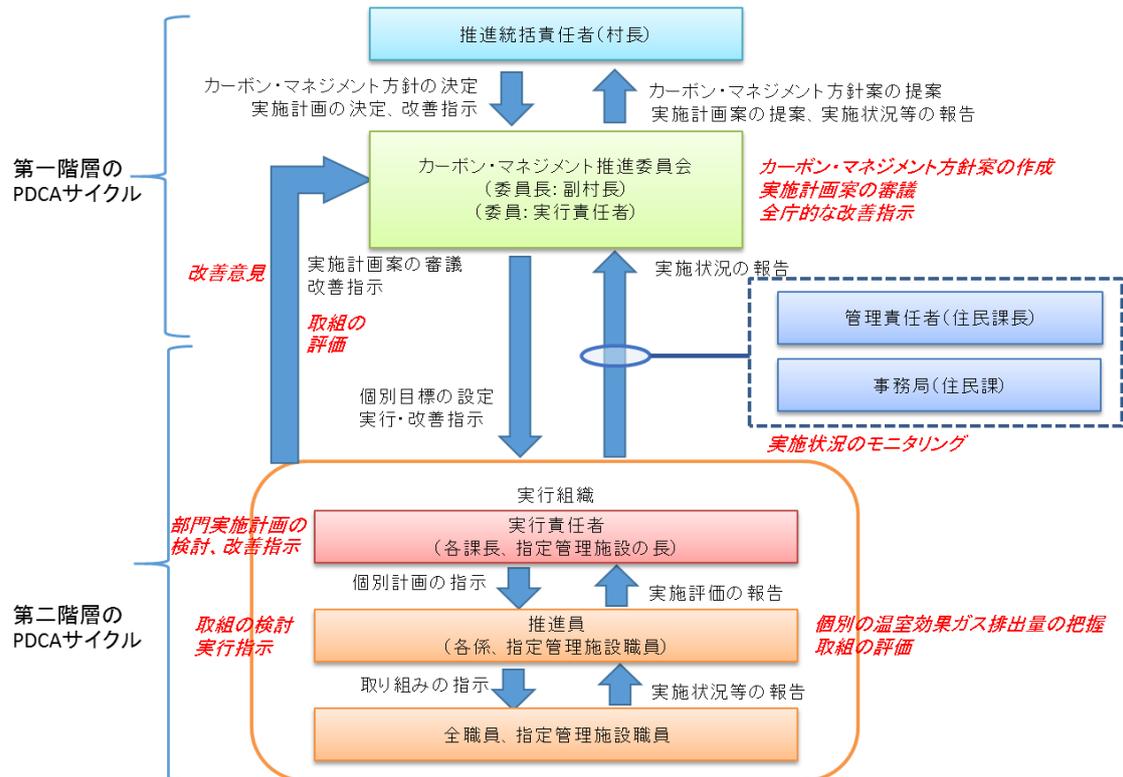


図6-1 計画推進体制

推進統括責任者は、カーボン・マネジメント方針や温室効果ガス総排出量の削減目標等の決定機関として位置付けます。

カーボン・マネジメント推進委員会は、単年度の温室効果ガス総排出量の削減目標を検討するとともに、全庁的な取組を評価し、改善措置の実施を実行組織に指示します。

管理責任者は、カーボン・マネジメント推進委員会とともに単年度の温室効果ガス総排出量の削減目標を検討するとともに、温室効果ガス総排出量の削減のための取組の実施状況及び温室効果ガス総排出量の排出状況を事務局とともに把握し、必要に応じて実行部門へ改善指示を行います。

実行組織は実行責任者、推進員、その他の職員等からなります。実行責任者は自部門における温室効果ガス総排出量の削減目標の達成に向けた計画を策定するとともに、定期的に自部門の取組を評価し、改善指示を行います。推進員は自部門の温室効果ガス総排出量削減のための取組をその他の職員に指示するとともに、自部門の取組やエネルギー消費量の状況に

ついて整理し、実行責任者及び事務局に提出します。その他の職員は自部門の温室効果ガス総排出量削減のための取組を主体的に実施するとともに、改善の要望等をカーボン・マネジメント推進委員会及び事務局に提出します。

事務局は、住民課が担い、管理責任者とともに温室効果ガス総排出量の削減のための取組の実施状況及び温室効果ガス総排出量の排出状況を把握するとともに、温室効果ガス総排出量の削減に向けた事務を担います。

(2) 実施フロー

カーボン・マネジメントの実施フローを図 6-2 に示します。

カーボン・マネジメント推進委員会と管理責任者・事務局がカーボン・マネジメントの方針を検討し、推進統括責任者が決定を行います。

次いで管理責任者・事務局及び実行責任者の協議により温室効果ガス総排出量の削減目標を検討し、カーボン・マネジメント推進委員会での審議を踏まえ、推進統括責任者が決定を行います。

管理責任者・事務局、実行責任者は決定された温室効果ガス総排出量の削減目標を達成するための部門・全庁実施計画を策定し、全職員に周知します。

実行推進員及び職員は実施計画に基づく取組を実施し、推進員は月ごとの取組状況、エネルギー消費状況を記録し、半期ごとに管理責任者・事務局に報告します。

管理責任者・事務局は取組状況のモニタリング・評価を行うとともに、実行責任者にフィードバックを行い、実行責任者は自部門の取組が十分でない場合には改善指示を出します。

カーボン・マネジメント推進委員会は年次評価を行うとともに、実施状況及び改善策を推進統括責任者へ報告し、推進統括責任者は、カーボン・マネジメント推進委員会の提案を踏まえレビューを行い、必要に応じてカーボン・マネジメント方針の改定、改善指示を行います。

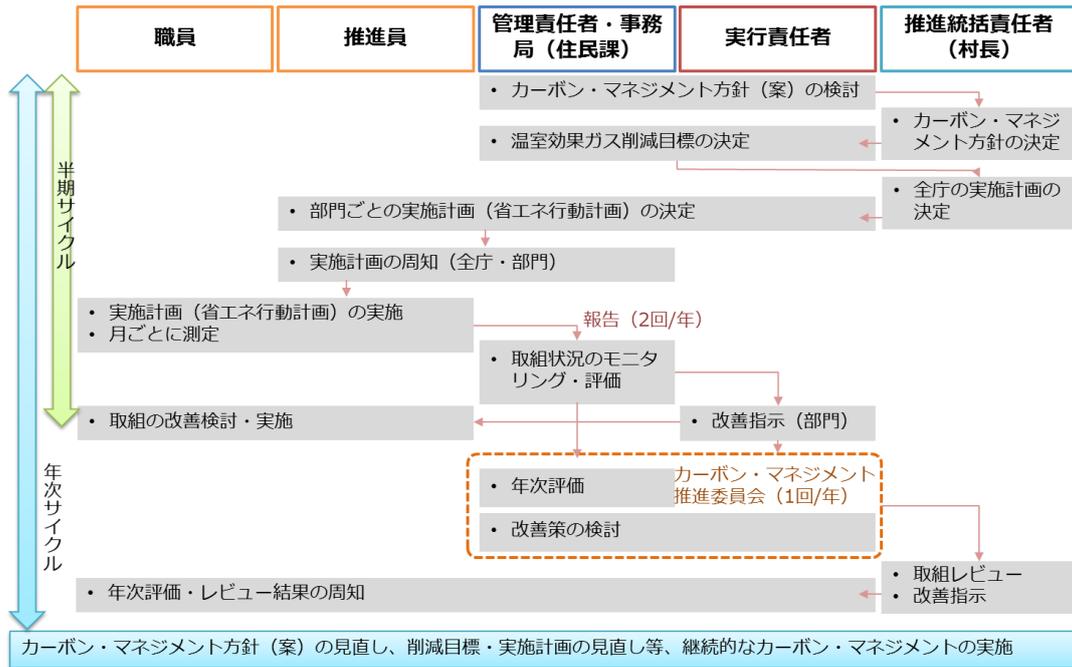


図 6-2 計画実施フロー

(3) 点検評価

推進員は月ごとの取組の実施状況及びエネルギーの消費量を記録し、半期に 1 回、実行責任者及び管理責任者・事務局に提出するものとします。

管理責任者・事務局は半期に 1 回、実行組織からの取組状況及びエネルギー消費状況の報告を受け、温室効果ガス総排出量の排出状況を算定するとともに、温室効果ガス総排出量の削減に向けた取組の評価を行い、実行責任者に通知するものとします。

実行責任者は推進員からの報告及び管理責任者・事務局の評価を踏まえ、改善指示を行います。

(4) 公表

カーボン・マネジメントの年度ごとの取組の実施状況及び成果については、村ホームページで公表することとします。

公表する項目は次のとおりとします。

- (1) カーボン・マネジメント方針
- (2) 村全体の温室効果ガス削減目標及び実施計画の概要
- (3) カーボン・マネジメントの実施状況及び達成状況
- (4) その他推進統括責任者が必要と認めた事項